

持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 第九回検討会 資料

令和5年3月29日

1. 建設業における業界構造

高度経済成長期における業界構造

(参考)「ゼネコン5.0」アーサーDリトルジャパン 古田直也、南津和広、新井本昌宏

(参考)「現代の建築プロジェクト・マネジメント」建設プロジェクト運営方式協議会編 志手一哉・小菅健著

- 長期的な市場成長への展望を背景に、発注者との安定的な関係を構築・維持するため、追加費用の発生等のリスクを受注者側が積極的に引き受け。
- 発注者側も、工事の進め方や下請企業を含む外注方針について口を挟まず、納期通りに工事を完成してくれる、“なんとかしてくれる”ゼネコンとの良好な補完関係の構造・慣行に。



建設市場が成長を続ける間は、発注者・受注者の双方にとって安定的に取引を継続することが最も合理的な行動であった。

- 請負とは完成物を引き渡すことで対価を得る契約。下請企業の選定や下請契約に関する責任と裁量権を持つ元請建設企業のコストが明示されていないとしても与えられた裁量の範囲。
- 発注者も、後に顕在化するようなリスクは元請建設企業に負担してもらいたい、調達原価を開示されても善し悪しを判断できない、多少の不測の事態は契約金額の中でやりくりしてもらいたい、と指向。




工事期間中に発生する不確実性を事前に全て見積もることは困難で、その分の費用を想定して工事金額に含めざるを得ないが、この予備費的な費用は、工事期間中に問題が生じなかった場合には、発注者に還元されない。

- ✓ バブル期以降建設投資額が減少すると、受注競争の激化等により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せが進み、技能労働者等の就労環境が悪化。
- ✓ 発注者・受注者の情報の非対称性は、発注者にとっては受注者に対するコスト不信感、受注者にとっては許容量を超えたリスク負担を生み出すことに。

2. 建設業の持続可能性を妨げる課題


資材価格の変動

- 工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約では、建設資材価格の急激な変動への対応が困難。
- 価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れ。
- 価格下落局面においては、工事原価の低減があってもその利益が発注者に還元されることは少ない。

- 
- 受発注者間で適切に価格変動リスクを分担するため、総価一式での請負契約という契約のあり方について検討することが必要。

担い手確保

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害からの復旧に欠かせない重要な担い手であるが、技能労働者の高齢化が著しく、新規入職者を確保することが必要。
- 日本全体では人口減少が始まり、特に若年労働者は建設業に限らずどの産業においても引く手あまた。将来的に労働力人口が減少していくことは避けがたい状況。
- 賃金については、CCUSなどの処遇改善に向けた取組が進む中、設計労務単価が11年連続で上昇する一方で、技能労働者の平均年収はその伸びに及んでいないとの意見も。

- 
- 設計労務単価相当の賃金の行きわたりを徹底させるため、重層下請構造が元下間の請負代金に与える影響や、重層下請構造の適正化についても、考えていく必要。
 - 技能労働者の処遇改善により担い手を確保すると同時に、生産性の向上により労働力の減少を補うことも必要。

3. とりまとめにおける基本的な考え方

検討の方向性


請負契約の透明性を高める取組などを通じて適切な協議プロセスを確保し、建設生産プロセス全体での適切なリスク分担と価格変動への対応を目指す。

重層下請構造において、それぞれが果たすべき役割や責任を明確にするとともに、施工品質や安全性、賃金行き渡りなどで問題が生じないよう措置する。

責任の所在や役割を明確にするため、重層化した下請構造を可視化し適切に管理し、ICTの利用を原則として制度化するとともに、現場管理の効率化の観点からCCUSの利用についても制度化。

技能労働者の処遇を改善せず、労務費を適切に負担しないような企業が低価格を打ち出すことに対し、競合する他企業も価格を下げざるを得ない状況となることを防止するため、労務費の圧縮を原資とした廉売行為を制限。

労務費の圧縮を原資とする廉売行為を制限し、時間当たりの賃金を下げることができない環境とすることで時間当たりの施工量（生産性）の向上を促すと共に、生産性や品質で競うことができる環境の整備を目指す。

- 
- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
 - ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

4. 具体的な施策の方向性（1）

請負契約適正化に向けた方向性

➤ 民間建設工事標準請負契約約款（民間約款）の原則的利用の促進

- ➔ 民間約款の利用を促進するため、受発注者ガイドラインにおいて、「民間約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書（民間（七会）連合協定工事請負契約約款）による契約を締結することが基本」である旨を明記。
- ➔ 民間約款の利用を促す観点から、契約書において民間約款又はこれに準拠した内容を持つ請負契約であるか否かについて表示するよう措置。
- ➔ ガイドラインによる措置で効果がないのであれば、民間約款の利用を建設業法上の努力義務とすることも視野に検討。

➤ 価格変動に伴う請負代金額の変更を求める条項（民間約款第31条）の契約書への明示

- ➔ 民間約款第31条が請負契約において確保されるようにするため、建設業法第19条第1項第8号の趣旨が「請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかということについての定め」であることを明確化。

➤ 民間約款第31条の考え方の明示

- ➔ 民間約款第31条に規定する「経済事情の激変」や「物価・賃金の変動」といった文言に関し、解釈を明示。

➤ 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供

- ➔ 特に民間工事における受発注者間の情報の非対称性を解消するため、注文者から受注者に対する情報提供義務（建設業法第20条の2）と同様に、見積り時や契約締結前に、受注者から注文者に対し、建設生産のプロフェッショナルとしての立場から、請負契約の前提となる計画や設計の確定度、建設資材の調達先、建設資材の価格動向などから想定される、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報提供を制度化。

5. 具体的な施策の方向性（2）

請負契約適正化に向けた方向性

➤ 受注者による、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムの明示

➔ 特に民間工事における受発注者間の情報の非対称性を解消するため、請負代金の内訳として、上記情報提供を踏まえた上で通常予想されるリスクに対応する予備的経費や、これ以外に特別に予想されるリスクに対応するリスクプレミアムの有無、その金額の明示を求めることを措置。

➤ 透明性の高い新たな契約手法として、コストプラスフィー契約を選択肢の1つに

➔ 契約の透明性を高めるため、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を新たに制定し、請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

➤ 価格変動時における優越的地位の濫用の考え方の明示

➔ 受発注者間での協議を促すため、公正取引委員会による優越的地位の濫用に関する考え方（受注者からの要請の有無にかかわらず「コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある）等を周知。

➤ 建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者へ拡大

➔ 受発注者間での協議の実効性を担保するため、建設業法に基づく勧告対象に民間事業者を含めるとともに、建設業者に対する監督処分の対象とする。

➤ 勧告に至らなくても、不適當な行為に対する「警告」や「注意」等を実施、必要に応じて公表

➔ 違反の疑いがあるときは「警告」を行い、違反につながるおそれのある行為が見られた場合には「注意」として行政指導を行うことができるよう措置。

➔ 建設請負契約の適正化にかかわる情報を調査・整理し、公表することができるよう措置するとともに、併せて必要となる組織体制を整備。

6. 具体的な施策の方向性（3）

建設現場における責任の所在や役割の明確化に向けた対応の方向性

- **建設生産のプロフェッショナルである受注者として、適正な契約を締結する責務を明示**
 - ➔ 適正な契約の締結を促すため、受発注者ガイドラインにおいて、建設生産のプロフェッショナルである受注者として、適正な請負代金、工期等を内容とする請負契約を締結する責務を明示。
- **書面ベースからICTを活用した現場管理へと移行し施工体制を「見える化」、CCUSの利用の制度化**
 - ➔ 施工体制を「見える化」することで責任の所在や役割を明確にするため、国が、ICTの活用を念頭に建設工事の現場を適切に管理するための指針を作成し、特定建設業者に遵守させる旨を制度化。
 - ➔ 生産性を向上させる観点から、ICTの活用を前提として現場管理に必要な書面の削減を図るとともに、普及が進むCCUSのデータ標準化、API連携などを通じた他システムとの連携により、効果的・効率的な現場管理が実現するよう、国によるデータ連携基盤の整備やデータの標準化を促進。
- **現場単位での時間外労働時間の適切な管理**
 - ➔ 元請建設企業が下請企業に対し、時間外労働を適切に管理するよう指導する責任があることを明確化。

7. 具体的な施策の方向性（4）

施工に関する品質の確保に向けた対応の方向性

- **技能労働者個人の技能や下請企業の施工力の見える化による、建設生産物の「質の見える化」**
 - ➔ 建設生産物の質で選ばれるようにすることを目指し、CCUSによる技能労働者個人の技能評価に加え、下請企業の施工力についても評価し「見える化」すべく取り組む。
- **下請を含む建設生産プロセス全体での、労働条件改善、環境配慮等の情報のディスクロース**
 - ➔ 重層構造の適正化、技能労働者の労働条件改善や、環境への配慮などへの取組が評価されるよう、建設業の持続可能性に配慮した調達基準を、ガイドラインとして作成。
 - ➔ ビジネスと人権という観点も踏まえ、発注者や元請建設企業が上記ガイドラインの尊重に努める旨を明示。
- **受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限**
 - ➔ 著しく短い工期は、施工に関する品質や安全に影響が及び、また、技能労働者の処遇にも影響が及ぶため、建設生産のプロフェッショナルである受注者に対しても、著しく短い工期による請負契約を禁止。
 - ➔ 実効性を担保するため、許可行政庁は、自ら実施するモニタリング調査や建設業者からの情報提供を基に、工期に関する基準への抵触の有無の他、時間外労働規制に抵触した事例等を著しく短い工期と認め、受注者に対し、勧告、「警告」「注意」等を実施。

8. 具体的な施策の方向性（5）

賃金行き渡りへの対応の方向性

- ▶ 受注者による、「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約の制限
 - ➔ 低価格競争を制限するため、受注者に対し、「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約を禁止。併せて、材工分離により労務費を明示した標準見積書や請負代金内訳書の使用を推進。
- ▶ 中央建設業審議会による「通常必要と認められる原価」となる労務費の勧告
 - ➔ 「通常必要と認められる原価」としての労務費が設計労務単価相当であることを明示するため、中央建設業審議会が設計労務単価を基に「標準労務費」を勧告できるよう措置。
- ▶ 賃金行き渡りの観点から、設計労務単価相当の賃金支払いへのコミットメント（表明保証）
 - ➔ 「標準労務費」に基づく適正な賃金が支払われるよう、受注者が、請負契約において、廉売行為を行っていない旨の誓約と技能労働者に対する設計労務単価相当の適正な賃金支払いを誓約する形でコミットメントを得る。また、コミットメントの実効性を担保するため、賃金の行き渡りについて簡易に確認することができる仕組みを構築。
- ▶ 公共工事における賃金行き渡りの前提として、適正な予定価格の設定、ダンピング対策等の実施
 - ➔ 公共工事品確法の主旨にのっとり、公共発注者による適正な予定価格の設定、適切なダンピング対策の実施を求める。地方公共団体に対しては、適切に契約実務を行うよう、国から働きかけ。
- ▶ 生産性向上に向けた多能工の活用
 - ➔ 賃金行き渡りに向けた原資を確保するため、生産性向上に向けて、CCUSも活用しつつ、多能工の評価、多能工を育成し活用する仕組み等について検討を深める。
- ▶ 閑散期に、副業などの形で、他社の工事現場において働くためのルールづくり
 - ➔ 雇用される技能労働者が副業すると捉え、技能労働者個人が閑散期に他社の工事現場で働きやすくなるよう、ガイドラインを作成。

参考資料

◎ **公共工事**標準請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎ **民間建設工事**標準請負契約約款

(請負代金額の変更)

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でない

建設業法（昭和24年法律第100号）

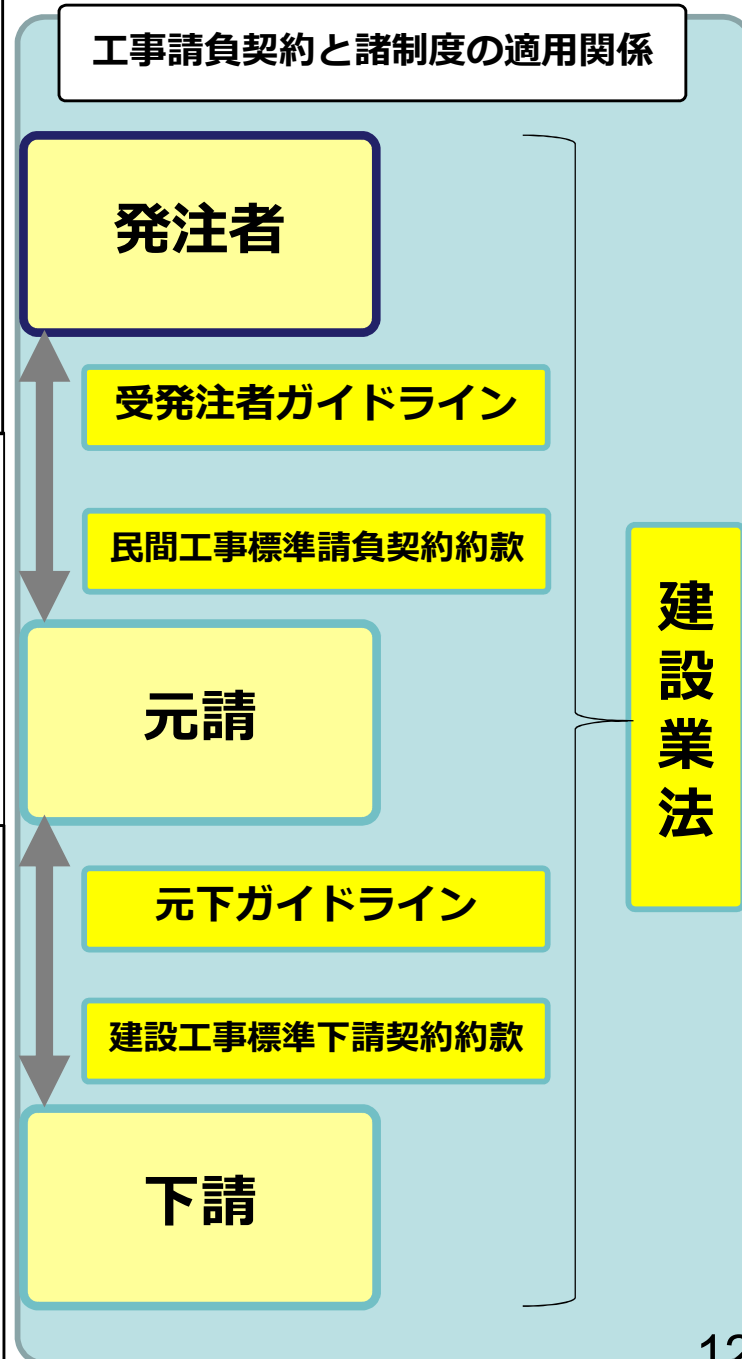
- 建設工事の請負契約の原則として、建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない旨を規定（第18条）。
- 建設工事の請負契約の内容として記載すべき事項（例：工事内容、請負代金額、工期、設計変更等があった場合における工期や請負代金額の変更等の額の算定方法に関する定めなど）を規定（第19条第1項）。
- 注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない旨を規定（第19条の3）。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（平成23年8月 建設業課）

- 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要。
- 追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ。
- 工期変更についても書面による契約変更が必要。
- 工期の変更に伴う費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ。
- 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）は変更契約にも適用。

民間工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）

- 発注者は、必要があると認めるときは、工事の追加・変更ができるとともに、受注者に工期の変更を求めることができる（第30条第1項・2項）。
- 受注者は、発注者に対して、工事内容の変更及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができる（第30条第3項）。
- 受注者は、工事の追加・変更等の正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる（第30条第5項）。
- 発注者又は受注者は、工事の追加又は変更があったときや工期の変更があったとき等の場合は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる（第31条第1項）。
- 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による（第31条第2項）。



<契約の締結に際して書面に記載しなければならない事項>

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項 ⇒ 現時点では規定されていない

(参考)発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

(H23. 8策定、最終改訂R4. 8)

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつなげるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第4項、第20条の2） 2. 書面による契約締結 <ol style="list-style-type: none"> 2-1. 当初契約（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第1項） 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
(建設業法第19条第2項、第19条の3) 2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3） 3. 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5） 4. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3） 5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保
(建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5) | <ol style="list-style-type: none"> 6. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第4項） 7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4） 8. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3） 9. 支払（建設業法第24条の3第2項、第24条の6） 10-1. 独占禁止法との関係
(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係) 10-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）
(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約) 10-3. 建設工事で発生する建設副産物について |
|--|--|

III. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の13項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等 (建設業法第20条第4項、第20条の2)
2. 書面による契約締結 (1) 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
(2) 追加工事等に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 工期 (1) 著しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)
(2) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
(3) 工期変更に伴う増加費用 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
4. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保 (建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5)
6. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項)
7. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
8. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
9. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項)
10. 下請代金の支払 (1) 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の6)
(2) 支払手段 (建設業法第24条の3第2項)
11. 長期手形 (建設業法第24条の6第3項)
12. 不利益取扱いの禁止 (建設業法第24条の5)
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 (建設業法第40条の3)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 14-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 14-2 社会保険・労働保険等について (法定福利費の確保)
- 14-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)
- 14-4 建設工事で発生する建設副産物について

◎発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版）

（6）受注者に過度な義務や負担を課す片務的な内容による契約を行わないことが必要

建設業法第18条においては、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定している。建設工事の請負契約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、公共工事については、中央建設業審議会が作成する公共工事標準請負契約約款（以下「公共約款」という。）に沿った契約が締結されている。民間工事においても、同審議会が作成する民間工事標準請負契約約款又はこれに沿った内容の約款※（以下「民間約款等」という。）に沿った内容の契約書による契約を締結することが望ましい。

※ 民間約款に沿った内容の約款として、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款がある。

民間工事の中には、民間約款等を大幅に修正した契約が締結されており、その修正内容が受注者に過大な義務を課す等、次のような片務的な内容となっている場合がある。

- ① 発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害についても、受注者に負担させること
- ② 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音等の第三者への損害についても、受注者に負担させること
- ③ 例えば、民法（明治29年法律第89号）や住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に定める期間を大幅に超えて、長期間の瑕疵担保期間を設けること
- ④ 過度なアフターサービス、例えば、経年劣化等に起因する不具合についてのアフターサービスなどを受注者に負担させること
また、契約外の事項である次のような業務を発注者が求めることも片務的な行為に該当すると考えられる。
- ⑤ 販売促進への協力など、工事請負契約の内容にない業務を受注者に無償で求めること
- ⑥ 設計図書と工事現場の状況が異なっていた場合に、設計変更の作業を受注者に無償で協力させること

このような、受注者に過度な義務や負担を課すなど、片務的な内容による契約や契約外の行為をさせることは、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金（19ページ「4. 不当に低い発注金額」参照）による契約となる可能性があり、厳に慎むべきである。

◎建設業法令遵守ガイドライン（第8版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－

（5）建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本

建設業法第18条では、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定している。建設工事の下請契約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本である。

（6）片務的な内容による契約は、建設業法上不相当

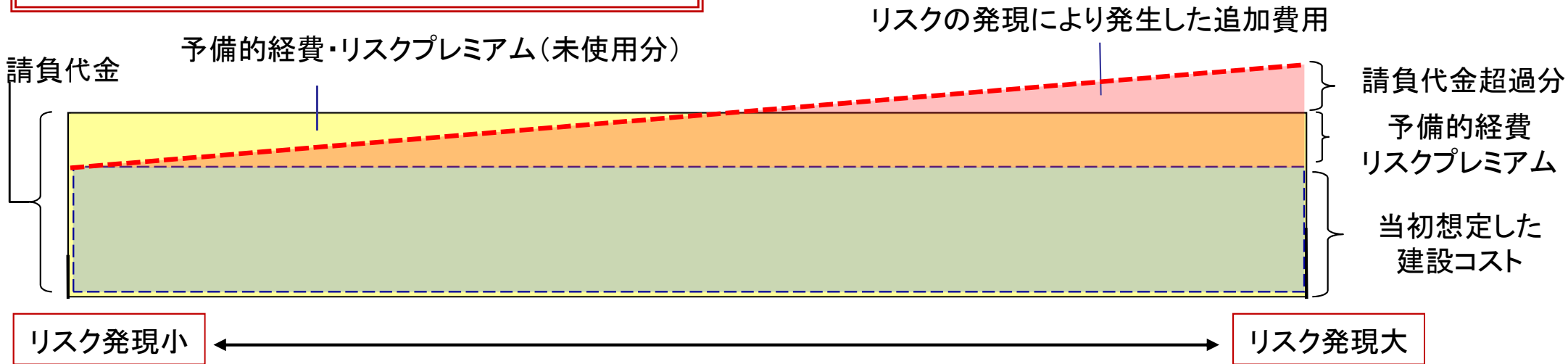
元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金（18ページ「4. 不当に低い請負代金」参照）につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。

また、発注者と元請負人の関係において、例えば、発注者が契約変更に応じないことを理由として、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人に追加工事等の費用を負担させることは、元請負人としての責任を果たしているとはいえず、元請負人は発注者に対して発注者が契約変更等、適切な対応をとるよう働きかけを行うことが望ましい。

(参考) 予備的経費やリスクプレミアムのイメージ

- 受発注者間の情報の非対称性を解消するため、注文者から受注者に対する情報提供義務（建設業法第20条の2）と同様に、見積り時や契約締結前に、**受注者から注文者に対し、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報提供**を制度化。
- 請負代金の内訳として、**上記情報提供を踏まえた上で通常予想されるリスクに対応する予備的経費や、これ以外に特別に予想されるリスクに対応するリスクプレミアムの金額を明示**することを制度化。

総価一式での請負代金とリスク発現のイメージ



○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3・4 略

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

(参考)オープンブック・コストプラスフィー契約について

工事の実費（コスト）の支出を証明する書類を受注者が開示すること（オープンブック方式）で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式（コストプラスフィー方式）

➤ ターゲットプライス

受発注者間の協議で決定した工事原価（ターゲットコスト）にフィーを加算した額で、受発注者はこの金額に収まるように協力しながらプロジェクトを管理する

➤ **最大保証価格（GMP）** Guaranteed Maximum Price
ターゲットプライスを最終コストの上限金額に設定する場合は最大保証価格（GMP）と呼ぶ

➤ リスク管理費（予備費）

発注者が受け持つリスクについて事業予算の範囲内で設定され、発注者はコスト管理の充実及び不要な増額の回避、受注者は不測の事象等の発現による発注者リスクの受注者への転嫁防止及び発生した場合の円滑な契約変更を期待するもの

➤ インセンティブフィー

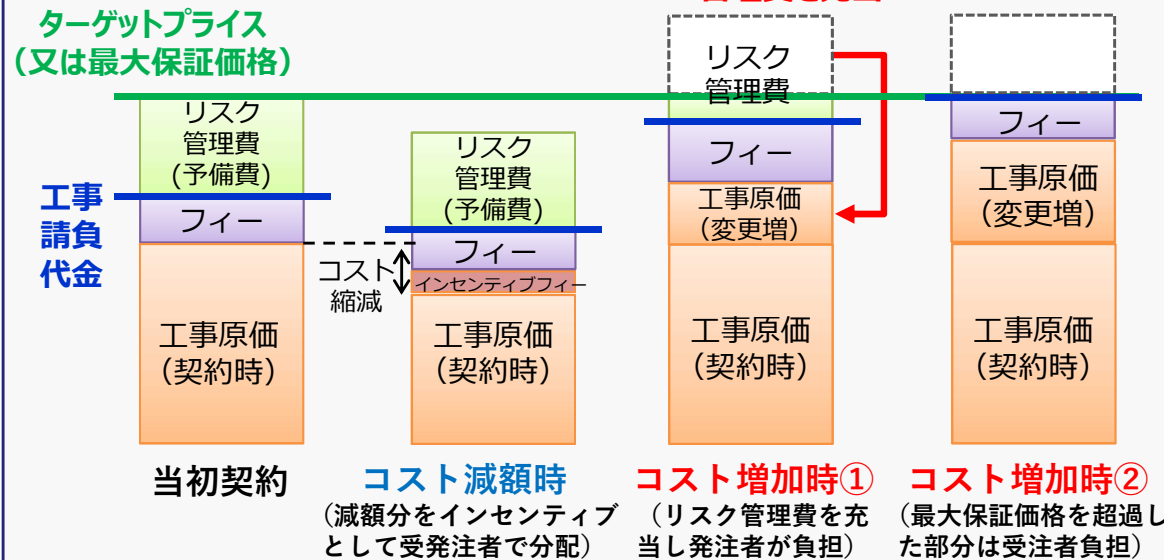
最終的な工事原価がターゲットコストより下がった場合の差額を受発注者で按分した互いの利益

➤ ペナルティ

最終的な工事原価がターゲットコストより上がった場合の差額の受発注者の負担割合

総 工 事 費									
コスト				フィー					
直接工事費				間接工事費		一般管理費など	利益		
土工事	型枠工事	内外装工事	電気設備工事	給排水衛生設備工事	...			etc.	擁壁工 作業土工 床掘り 埋戻し 場所打擁壁工 重力式擁壁 :
							〇〇㎡ 〇〇㎡ 〇〇㎡		

イメージ



(出典) 「CM方式活用ガイドライン」 平成14年2月 国土交通省
「コストプラスフィー契約に関する検討報告書」 平成29年12月 土木学会
「現代の建築プロジェクト・マネジメント」 令和4年7月 建設プロジェクト運営方式協議会

原価開示方式（前田建設工業株式会社）

- トータルコストを下げながら安全・品質・建設会社の利益を確保するため導入。大学キャンパス新棟新築工事、愛知県有料道路コンセッション事業、秋田県風力発電事業等、10件程度の実績。
- 数量、仕様、単価、工期、役務分担等について、発注者と受注者で協議を行い工事原価を決定。これにマネジメントフィーを加算した額をターゲットプライスとし、当初の契約額とする。コスト(原価)の内訳を開示することで透明性を確保（オープンブック方式）。
- ターゲットプライスより減額となった場合は、縮減額を発注者と建設会社で分配。ターゲットプライスより増額となった場合は、契約時に決定したリスク分担により増額を発注者と建設会社で分配。
- 受注者は事業リスクに係る予備的予算をゼロとし、発生原価に関する情報を発注者にすべて開示することで、明らかに受注者が負うべきペナルティー以外のリスクを限定。発注者は事業者としてのリスクを負うことでターゲットプライスに関する上限価格を低く設定し、計画時の事業性を向上。

価格開示方式（RM方式）（一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会）

- オープンブック方式により、協会が第三者として監査を行い、工事費用の内訳、施工会社から各工事専門業者への支払金額と内容を、発注者であるマンション管理組合に開示。コストプラスフィー契約により、発注者支援としてのリノベーション・マネジャーが総金額を実費（工事費）と報酬（利益）に分解する支援を行い、管理組合と施工会社が、精度の高い実費精算契約を締結。
- 契約時に最高限度額を保証する条項を入れ、工事費がこれを超過した場合は施工会社などが工事費超過分を負担。工事費縮減が図られた場合は、管理組合に50%還元、施工会社に50%ボーナスが支払われるインセンティブを導入。
- 施工会社選定過程での不公平さや工事進行過程での不透明さの解消と合わせて、工事費用の最適化と高い品質の確保が期待され、マンション管理組合や区分所有者等の合意形成に寄与。小規模建築物の新築工事において、価格開示方式を採用している事例がみられる。特に寺社建築など関係者に説明責任が求められる工事において評価を得ている。

愛知県国際展示場の事例（愛知県、株式会社日本設計、株式会社竹中工務店）

【発注者の狙い】

発注者

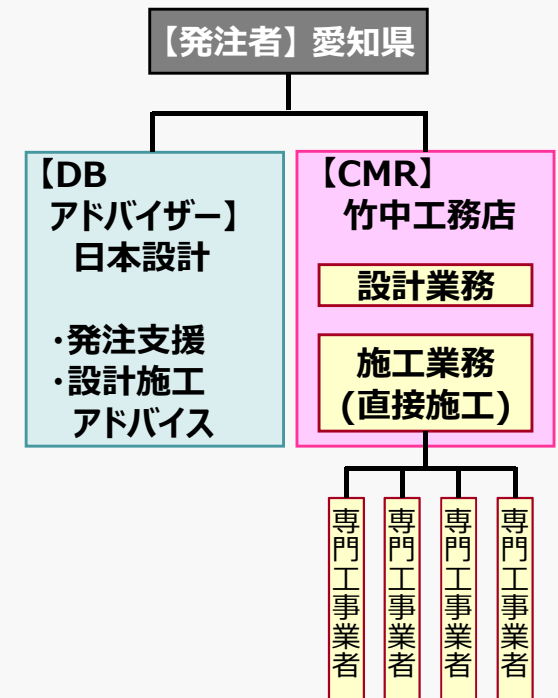
DBアドバイザー

CMR

- 2019年秋の開業を目指して短期間での整備が必要となる中、当時、2020年の東京オリンピックに向けた建設発注量増大により施工者主導の選別受注の様相
 - 優良な施工者を確保する方法として「コストプラスフィー契約方式」を検討
- 公共工事のため透明性・公正性の確保が必要、また適正な価格による公正な下請契約についても検討
 - 工事費の内容を透明化する支払い方式として「オープンブック方式」を検討

【受注者の取組】

- 過去のオープンブック実績で蓄積したノウハウ等を活用し、透明性と運用のバランスを取ったコストプラスフィー+オープンブックの実施手法を構築することで、同方式で懸念された事務作業増大による生産性低下を抑止
- 自社内専門部署、及び、社外会計事務所による検査を取り入れて公平性・透明性を確保
 - ① 専門業者支払の開示についてはゼネコンの経理システムをそのまま開示(閲覧)する方法で合理化
 - ② 原価開示は金額の多寡に関係なく経費も含めてすべてについて実施
 - ③ 品質確保のため、発注者の事前了解の上、指名競争や総合評価方式等の複数の選定方式を選択可。事務手間の合理化のため、コスト抑制効果の高い1,000万円以上の工種・項目で選定を実施
 - ④ 生産性を阻害しないために、一定の条件を満たす軽微な変更契約は専門工事業者との変更契約後に発注者への事後報告も可



(参考)建設業法における優越的地位の濫用について

○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者^{（一）}に該当するものを除く。）が第十九条の三又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

（公正取引委員会への措置請求等）

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」
「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
(主な発注者)

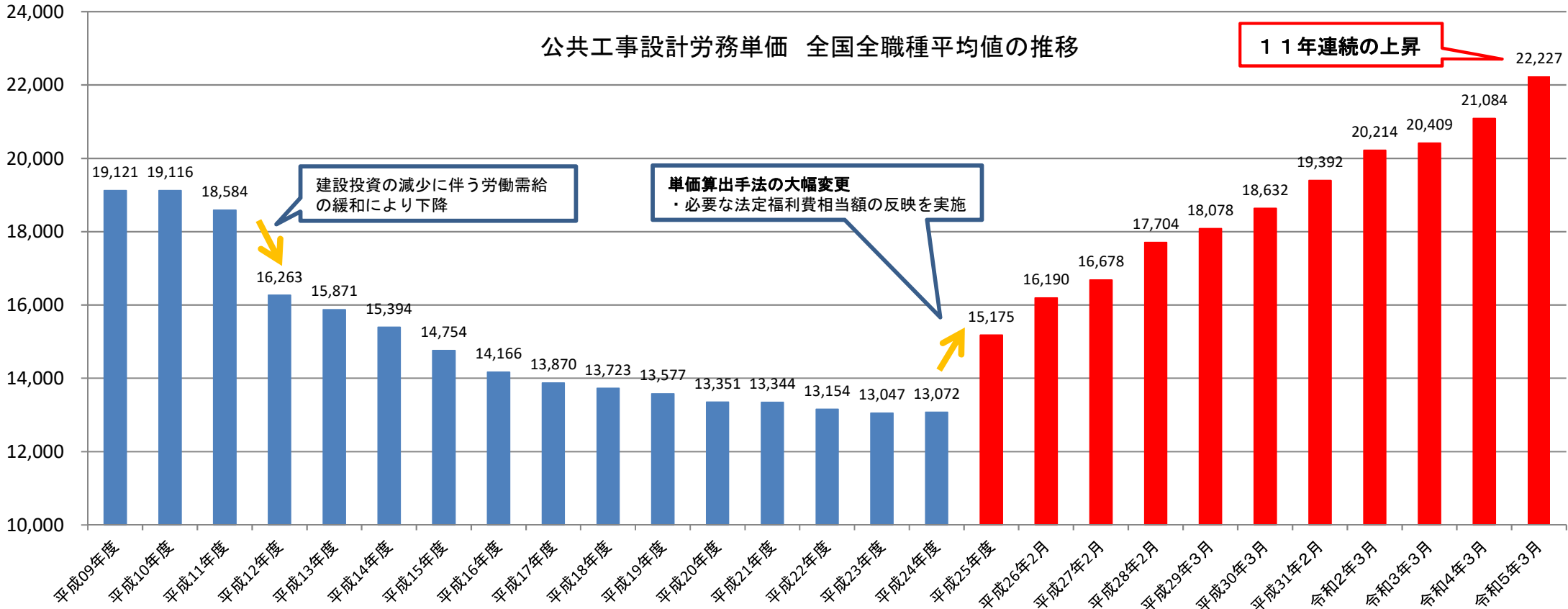
総合工事業
(受注者/発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業
(主な受注者)

事例: 取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

(参考)令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇

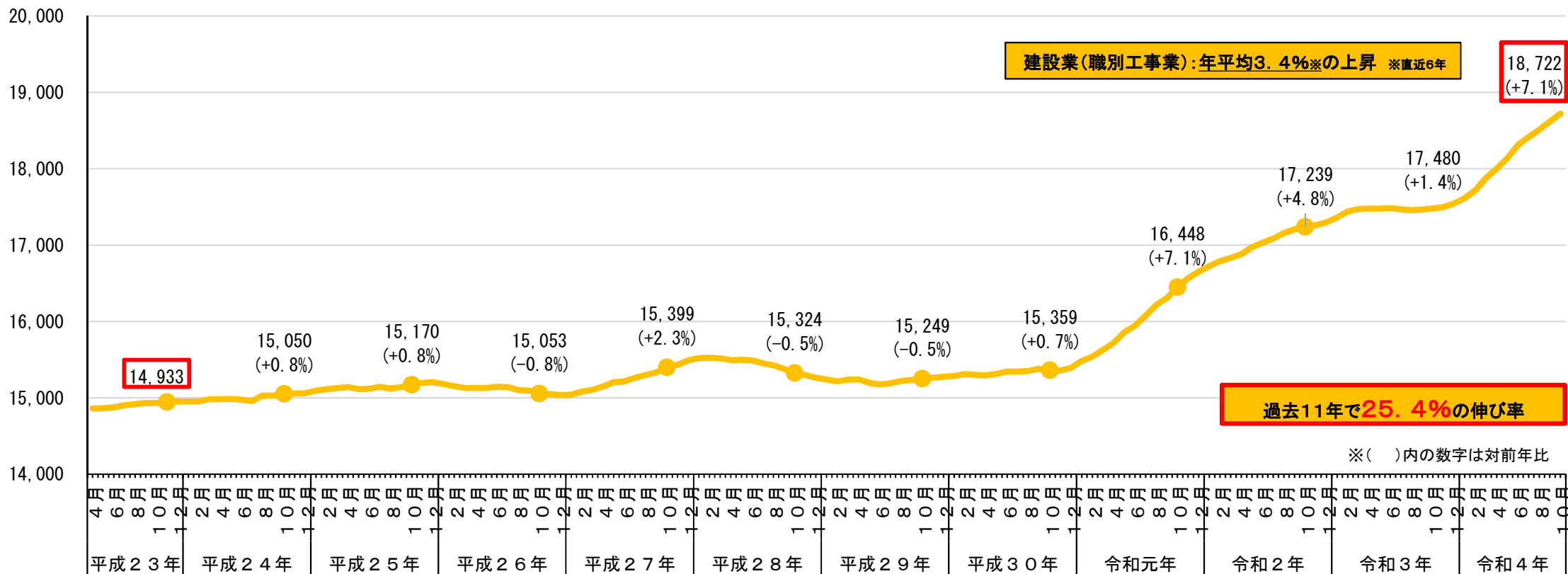


注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

(参考)建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移

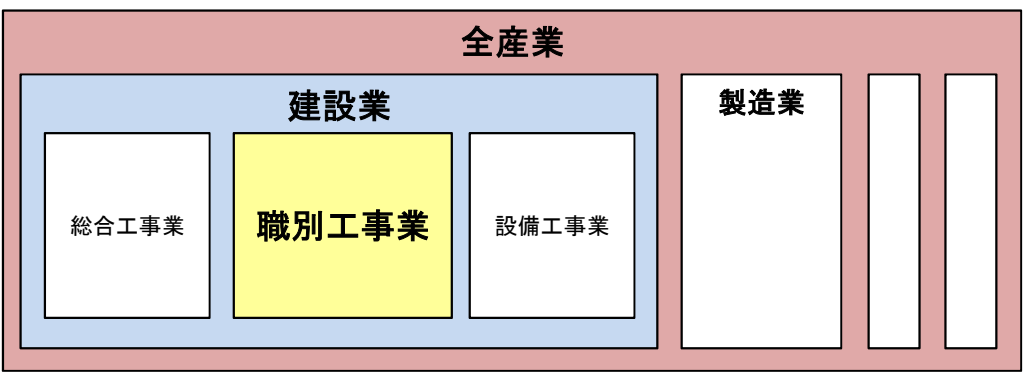


— D建設業 (職別工事業)

(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12ヵ月平均
 (「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8/「所定内労働時間」+ 直近12ヵ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」/直近12ヵ月の「出勤日数」)

(産業分類のイメージ)



(定義)

建設業

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される
 (ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

(参考)賃金下支えに係るスイスの事例

スイスでは、建設会社は、全国建設労働協約に基づく賃金以上の支払いが義務付けられている。

公共調達に関する連邦法・規則

- 発注者は、労働安全衛生規則、労働者の労働条件等の遵守を保証する入札者のみと契約を行う。
- 発注者は、労働安全衛生規則、労働者の労働条件等の遵守状況を監査する、又は、他機関に監査させる権限を持つ。
- 発注者は、受注者が、下請業者も含めた労働安全衛生規則、労働者の労働条件等を遵守することを契約書に明記する。

全国建設労働協約

- 全国建設労働協約に基づき、職業資格の有無や経験により最低賃金が定められている。
- 全国建設労働協約は連邦議会で議決されることで、労働協約の効力を締結当事者以外の者にも広く適用させる拘束力を持つ。

1CHF:約 115円 (2020,9)	職長		訓練を受けた建設専門職		建設専門職		経験を持つ建設作業員		建設作業員	
	月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給	時給
都市部	6,497	36.90	5,793	32.90	5,584	31.70	5,272	29.95	4,708	26.75
農村部	6,240	35.45	5,713	32.45	5,508	31.30	5,138	29.30	4,637	26.35
山岳部	5,982	34.40	5,638	32.05	5,433	30.85	5,003	28.40	4,573	25.95

(参考)労働条件の遵守が確保する公正な競争環境

$$\text{労務費} = \frac{\text{賃金}}{\text{時間}} \times \text{総労働時間} = \frac{\text{賃金}}{\text{時間}} \times \text{歩掛} \times \text{施工量}$$

(賃金) 固定
(賃金) 固定

- スイスのような単位時間当たりの賃金を下げることができない競争環境において、労務費を下げるには時間単位当たりの施工量を増やすことが必要。
- 単位時間当たりの施工量（物的労働生産性）が大きい施工会社が、作業時間を削減することで労務費を下げることが可能になり、価格競争で有利な（安い）応札が可能。

公共調達に関する法律における労働条件の設定及び遵守の確認に関する規定

		スイス	米国	日本
労働条件の設定	関連する法律	公共調達に関する連邦法 等	デービス・ベーコン法	会計法 公共工事品確法
	入札・契約における賃金の規定	労働条件(労働協約)の遵守が入札条件	基準賃金以上の賃金の支払を義務づけ	労働条件の向上 (努力義務)
	最低賃金等の決定方法	労使間交渉により労働協約を締結 労働協約は統一的に拘束力を持つ	連邦労働省が調査に基づき決定	規定なし
遵守の確認	賃金支払いの確認方法	適切な他の機関へ監査権限を委譲し実施	発注者	規定なし

(参考)品確法における関係条文

公共工事の品質確保の促進に関する法律

第三条 (基本理念)

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

第七条 (発注者等の責務)

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

第八条 (受注者等の責務)

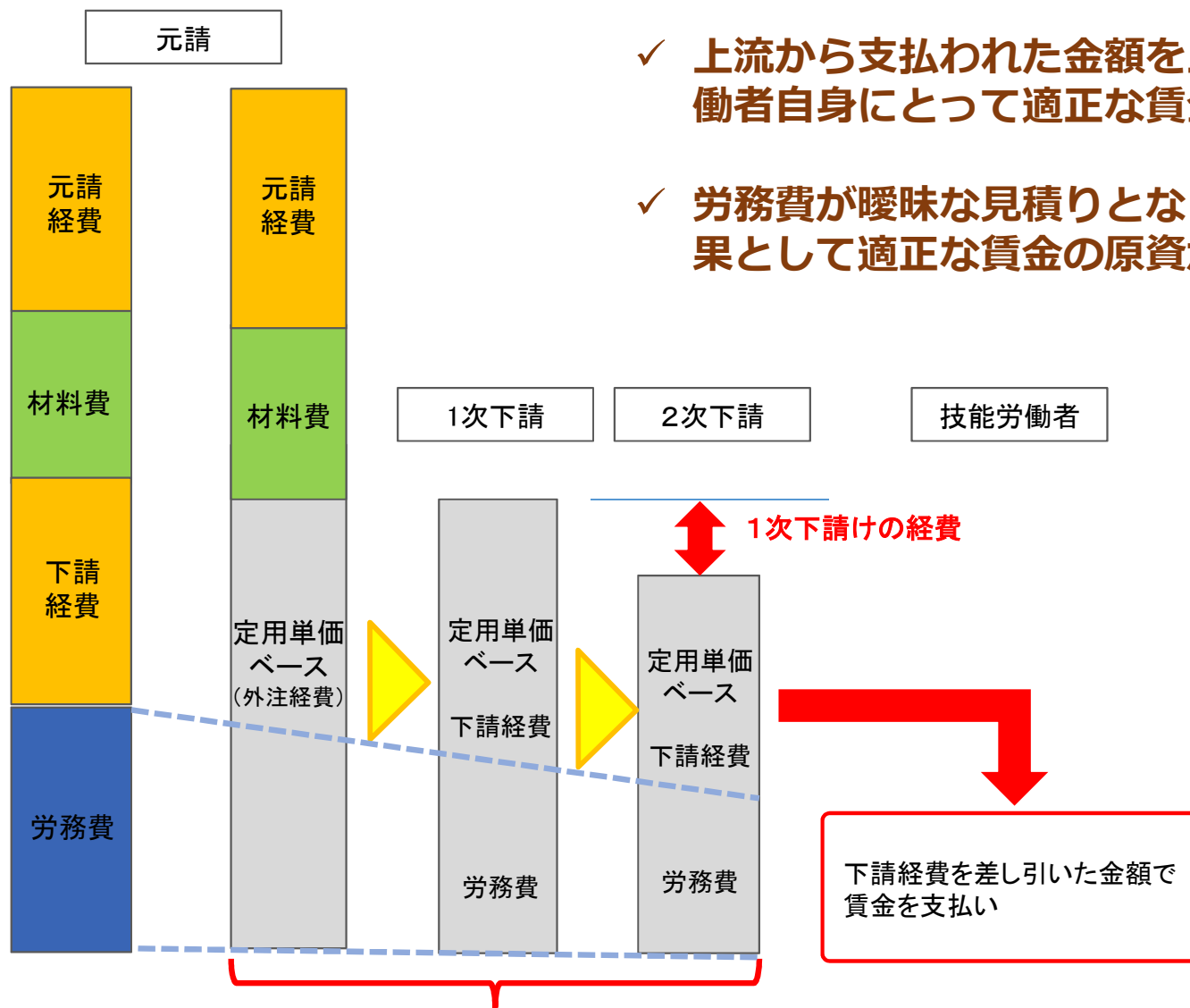
2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

2 受注者等の責務に関する事項

…（前略）…国は、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努める…（中略）…ものとする。

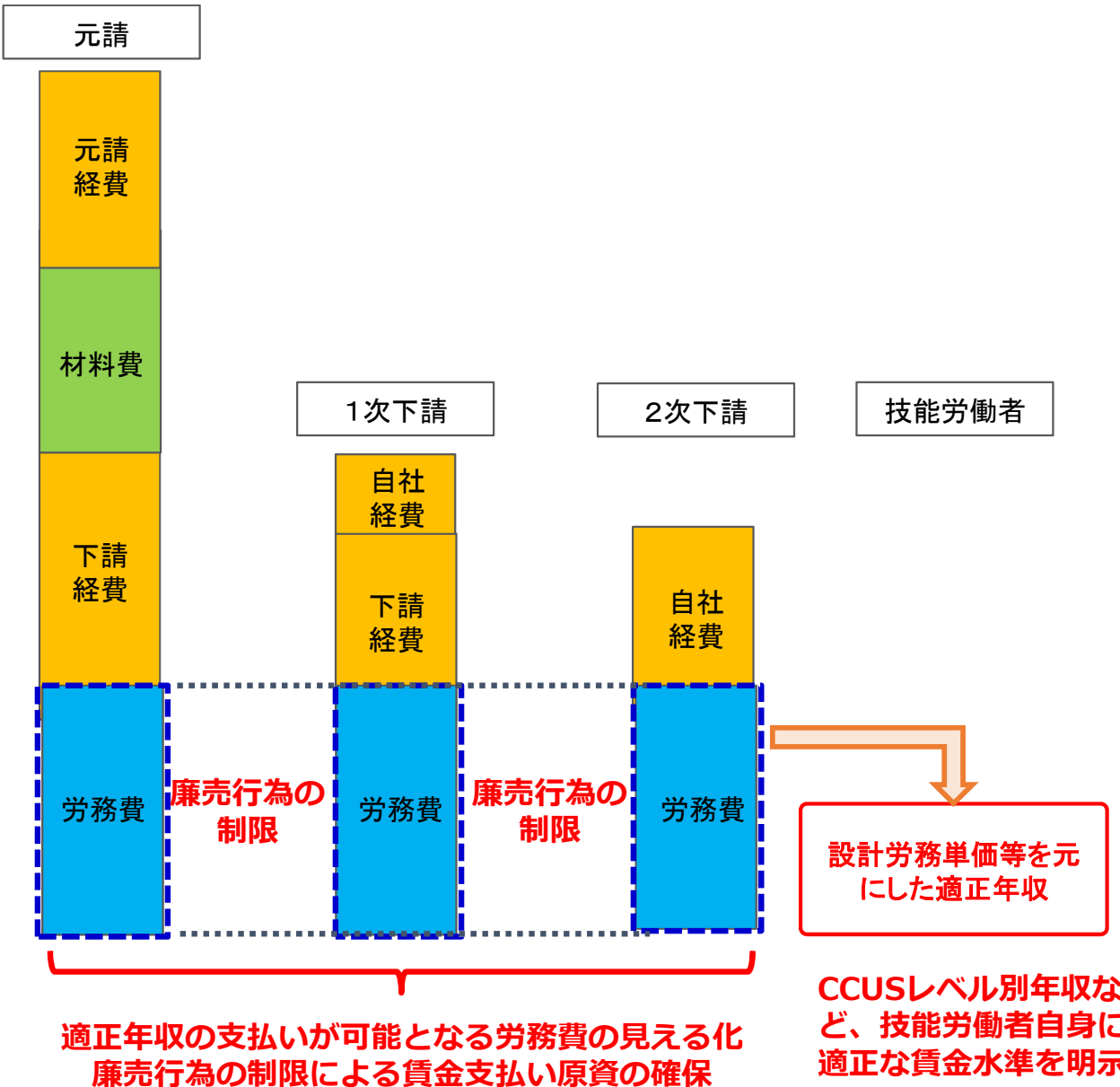
建設工事における契約金額と賃金決定の構造



- ✓ 上流から支払われた金額を上限に賃金が決定するため、技能労働者自身にとって適正な賃金水準となっているかどうか不明
- ✓ 労務費が曖昧な見積りとなり、下流側の価格交渉力が低下。結果として適正な賃金の原資が確保できない恐れ

労務費と下請経費を合算した定用単価をベースに契約金額が決定

建設工事における契約金額と賃金決定の構造



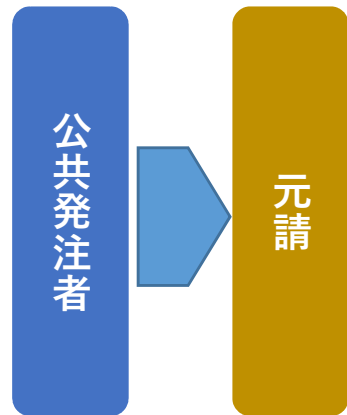
- ✓ 公共工事においては、発注者が、設計労務単価等を元に適切な積算を行うことで、適正な予定価格を設定
- ✓ 技能労働者へ適正賃金の支払いが可能となる労務費の見える化
- ✓ 適正賃金支払いに必要となる労務費をベースに、法定福利費その他の必要経費を積み上げ
- ✓ 適正賃金支払いに必要となる労務費を下回る、賃金引下げによる低価格競争(廉売行為)を制限し、賃金支払い原資を確保
- ✓ CCUSレベル別年収を示すことにより、技能労働者自身に適正な賃金水準を明示し、適正賃金の行渡りを促進

(参考) 廉売行為の制限による賃金行き渡りイメージ

- 設計労務単価はCCUSレベル2～3程度に相当すると捉え、設計労務単価相当の労務費が専門工事会社に行き渡れば、CCUSレベル別年収の原資に。
- 専門工事業者が設計労務単価相当の労務費を確保するため、設計労務単価（及びCCUSレベル別年収）を基に「標準労務費」を中央建設業審議会が勧告。落札率等を勘案した上で、「標準労務費」を一定程度下回った取引について、許可行政庁が「注意」や勧告等を実施することで実効性を担保。
- 「標準労務費」を元にした労務費の支払いを受ける専門工事会社は、これを企業内で分配してレベル別に賃金を支払うことにコミットし、CCUSレベル別年収を実現。

設計労務単価
を元に積算

中建審が、設計労務単価（及び設計労務単価と紐付くCCUSレベル別年収）を基に「標準労務費」を勧告

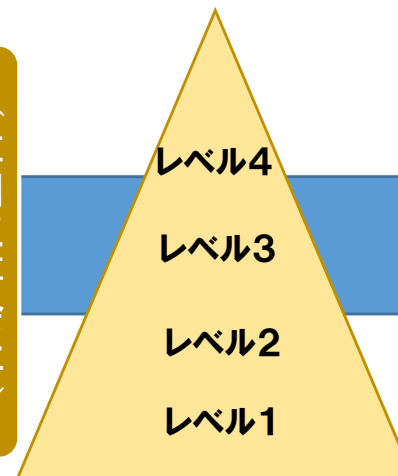


中央公契連モデルによるダンピング対策

廉売行為の制限
(設計労務単価相当の労務費を確保)

材工分離した標準見積書、請負代金内訳書の活用により、**労務費**を見える化

企業内における賃金支払いへのコミットメント (表明保証)



企業内でレベル別に分配

技能労働者賃金

CCUSレベル4年収

CCUSレベル3年収

CCUSレベル2年収

CCUSレベル1年収

設計労務単価相当 = 全産業平均並み年収
(設計労務単価 × 234日 + 所定外給与)

(参考) 「標準労務費」の勧告イメージ

※「標準労務費」は、下請企業として、当該労務費を確保できれば、設計労務単価相当の賃金支払いが可能となる水準を想定。具体的には、直轄工事において積算に使用されている単価を元に「標準労務費」を中央建設業審議会が勧告することを想定

型枠工（土木）の例

標準労務費		8,607.2円/m ²	
(参考)	適用労務単価 (標準労務費業に占める各職種 労務費の割合)	型枠工	26,300円 (47.45%)
		普通作業員	21,600円 (24.97%)
		土木一般世話役	25,500円 (8.89%)
		その他	- (18.69%)
	標準労務費に占める労務費の割合の合計		100%
地域：東京 規模：- 仕様：(型枠の種類) 一般型枠 (構造物の種類) 鉄筋・無筋構造物 対応：(機×、労○、材×) 平均年収 (CCUSレベル別)：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円			

鉄筋工（土木）の例

標準労務費		65,000円/ t		
(参考)	適用労務単価 (標準労務費に占める各職種 労務費の割合)	-	-	
		-	-	
		-	-	
	標準労務費に占める労務費の割合の合計		-	
	地域：東京 規模：標準 仕様：(構造物の種類) 一般構造物 その他の条件：鉄筋加工組立 (手間のみ)、D10以上D51以下 対応：(機○、労○、材×) 荷卸し-小運搬-加工-小運搬-組立 ※下線に対応 平均年収 (CCUSレベル別)：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円		市場単価工種につき 労務費割合等が不明 →要検討	

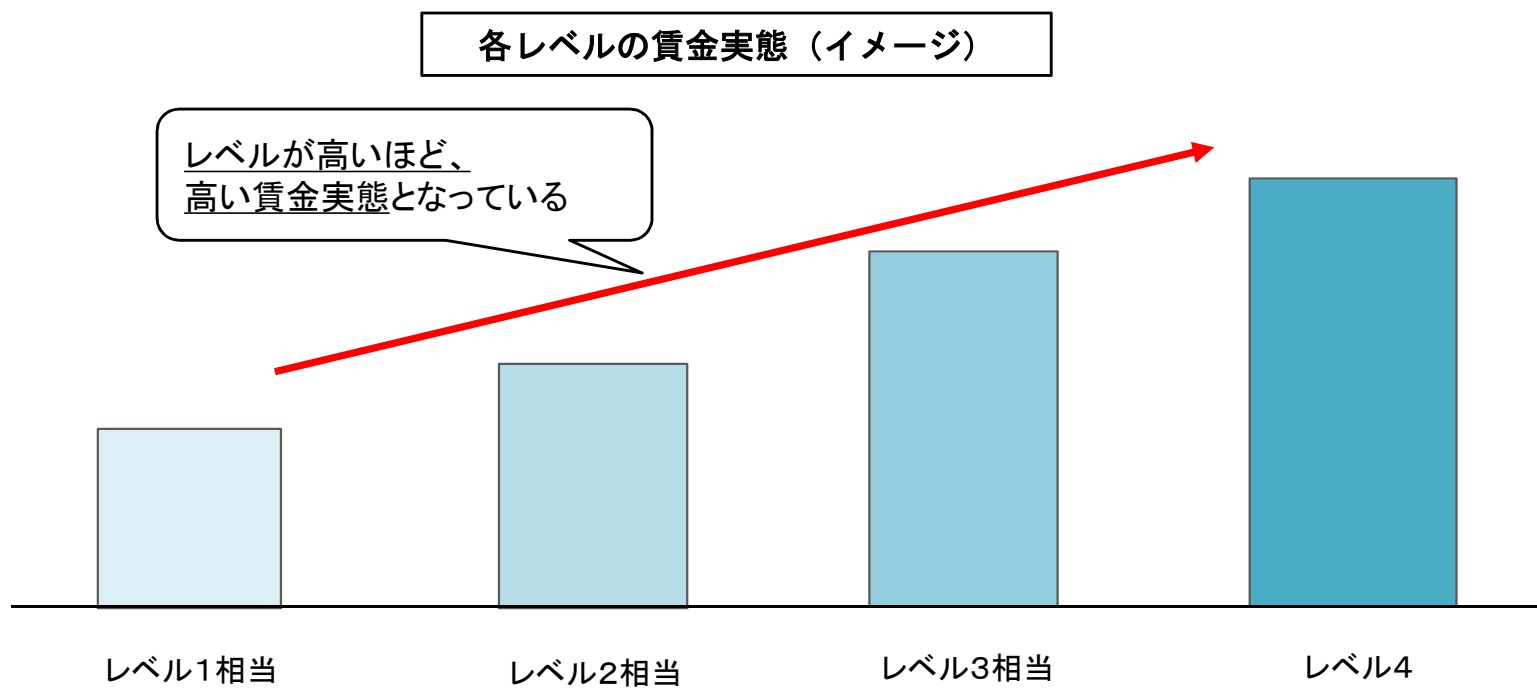
- 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

- 登録数は3人に1人まで増加しているが、それに見合う履歴の蓄積・評価が進んでいない。

CCUSのレベル別賃金目安(イメージ)

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。



(参考) レベル別技能者数
レベル1(白) 979,048人

レベル2(青) 12,102人

レベル3(銀) 11,396人

レベル4(金) 45,540人

■平成20年にとりまとめられた低価格受注問題検討委員会(※)報告において、建設業法第19条の3に係る整理がされている。

※低価格受注問題への対応をより一層強化するための施策の検討を行うことを目的として平成19年に設置。以降、平成20年3月までに計3回開催。

<建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)>

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる原価に満たない金額**を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

「請負代金の額」について

○建設業では、工事着手後における施工条件の変化等に起因して契約額等に増減が生じることが一般的であるため、「請負代金の額」は**契約変更等の内容が反映された最終額**で捉える必要がある。

「通常必要と認められる原価」について

1. 「通常必要と認められる原価」の定義

…当該工事の施工地域における標準的な「**工事原価(直接工事費+共通仮設費+現場管理費)+一般管理費(利潤相当額除く)**」(右図参照)

2. 建設業の会計処理における最終工事原価の集計・管理方法

…以下①～④の要素別に集計・管理される

- ①材料費(工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む))
- ②労務費(工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等)
- ③外注費(下請の専門工事業者に支払われた工事代金)
- ④経費(工事について発生し又は負担すべき材料費、労務費、外注費以外の費用)

3. 地域の標準的な価格である「通常必要と認められる原価」

…具体的には、**当該地域における同種工事の請負代金額の実例等により判断**

→同種工事の取引価格事例の収集が難しい建設業においては、当該企業のこれまでの同種工事の取引事例や工事实行予算に対応した会計処理ベースの書類等により把握に務める必要がある。



図：「通常必要と認められる原価」と「建設業の会計処理における工事原価」

4. 「通常必要と認められる原価」に満たない額であると直ちに判断される場合

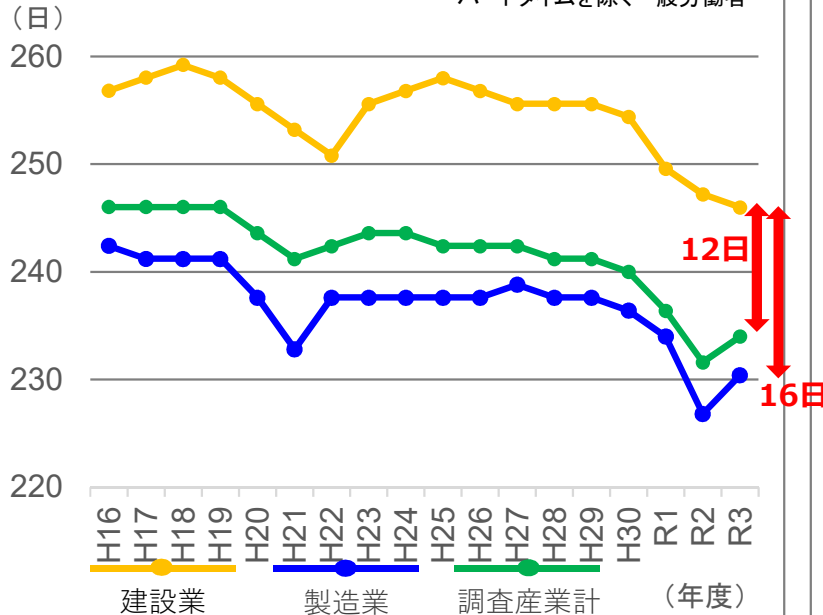
ア. 請負代金の最終額が2. ①～③及び「④経費のうち当該工事を施工するために直接要した費用」の合計額を下回っている場合…**明らかに判断される**

イ. 請負代金の最終額が2. ①～④の合計額を下回っている場合…**判断される可能性が高い**

(参考)建設産業における働き方の現状

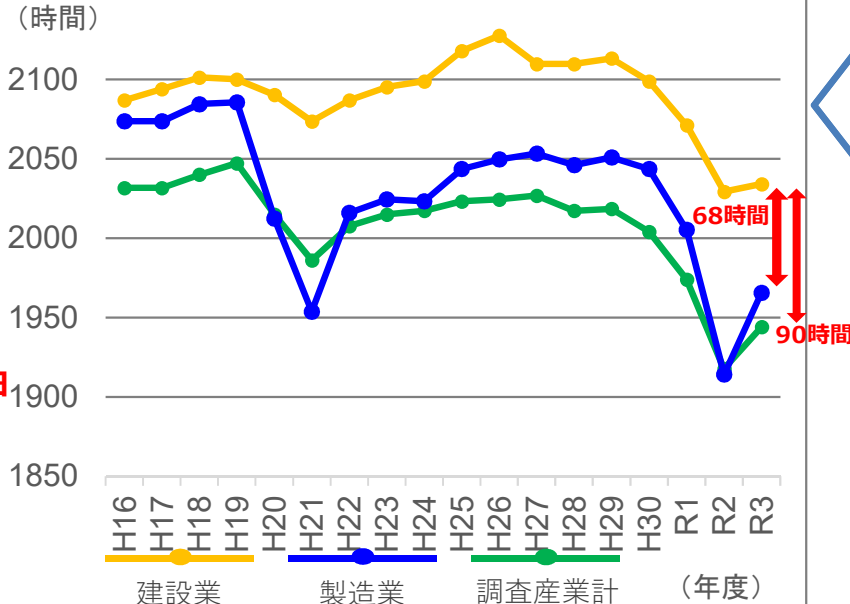
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者

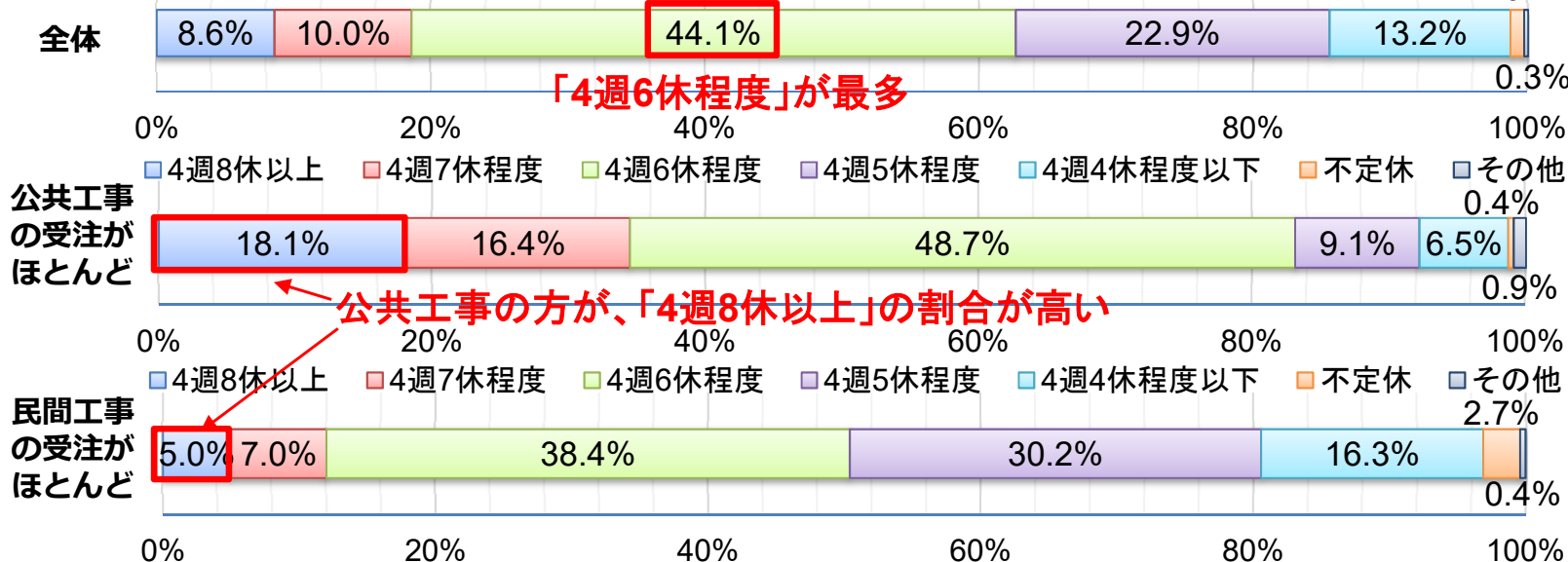


年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

■4週8休以上 ■4週7休程度 ■4週6休程度 ■4週5休程度 ■4週4休程度以下 ■不定休 ■その他



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

(参考)下請負人に対する特定建設業者の指導等

- ▶ 発注者から直接建設工事を請け負った**特定建設業者**は、当該建設工事の**下請負人が**、その下請負に係る建設工事の施工に関し、**建設業法の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定に違反しないよう、当該下請負人の指導に努める**とともに、下請負人がこれらの法令に違反していると認めるときは、その是正を求めるように努めるものとされている。

◎建設業法（抄）

（下請負人に対する特定建設業者の指導等）

第二十四条の七 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

- 2 前項の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めるときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。
- 3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

◎下請負に対する指導対象となる法令

- ・建設業法の規定
- ・建築基準法第九条第一項及び第十項（特定行政庁等による違反建築物に関する工事の請負人に対する施工停止命令等定）
- ・建築基準法第九十条（工事現場における、工事の施工に伴う危害の防止）
- ・宅地造成等規制法第九条（宅地造成に伴う災害防止）第十四条第二項～第四項（宅地造成工事の請負人等に対する防災措置の実施命令）
- ・労働基準法第五条（強制労働の禁止）、第六条（中間搾取の排除）、第二十四条（賃金の支払い方法等）、第五十六条（最低年齢の制限）、第六十三条及び第六十四条（坑内労働の禁止）、第九十六条の二第二項及び第九十六条の三第一項（労働者の安全及び衛生のための工事の差し止め等）
- ・職業安定法第四十四条（無許可の労働者供給事業の禁止）、第六十三条第一号（暴行等により職業紹介等を行った者に対する罰則）、第六十五条第九号（虚偽の手段により職業紹介等を行った者に対する罰則）
- ・労働安全衛生法第九十八条第一項（労働者の危険防止等の措置を講じなかつた事業者に対する作業停止命令等）
- ・労働者派遣法第四条第一項（建設業務についての労働者派遣事業の禁止）